

仕 様 書

1 件名

水素ガス容器とカードルの法定検査

2 目的

本検査は、高圧ガス保安法、容器保安規則に基づき、高層気象観測業務を安全に遂行するために、水素ガス容器（以下「容器」という）とカードルの検査等を実施するものである。

3 品名・数量

検査対象とする容器（すべて容量7立方メートル）とカードル及び数量は次のとおり。詳細は、カードル容器耐圧検査表を確認のこと。

カードル番号	組み込み容器記号番号	容器数量
A T 3	P L P 1 4 2 3 0 ～ 1 4 2 4 9	2 0 本

4 履行期限

令和8年 1月30日

5 作業概要

- （1）耐圧検査作業に合わせカードル搬出日を指定し、搬出日の1カ月以上前に連絡すること。
- （2）カードルA T 3を受注者が行う検査場所まで運搬すること。
- （3）カードルを解体し、取り外した容器について高圧ガス保安法に基づき検査を行うこと。
- （4）検査済み容器をカードルに組み込み、必要な検査・処置を施した後、指定の場所に納入すること。

6 納入場所

秋田市山王七丁目1－4 秋田第二合同庁舎 秋田地方気象台 気球棟

7 特記事項

- （1）検査は次の項目について行うこと。

ア 容器の耐圧検査等

各容器外面・内面の腐食・割れ・傷の有無、試験圧力（24.5MPa）における全増加量・恒久増加量・恒久増加率の検査及び加圧試験において漏れがないことを検査すること。

イ カードル配管及び主止弁（出口弁）の気密試験

不活性ガスにより、14.7MPaの内圧をかけ、この加圧状態で放置試験を10分間行うこと。

ウ カードル圧力計の検査

- (2) 容器のバルブをすべて新品と交換すること。交換するバルブは「株式会社大東バルブ製、放電針付き5号水素バルブ、相当」とすること。
- (3) 容器のバルブと配管との接合部のパッキンをすべてテフロン製の新品と交換すること。
- (4) 容器及びカードルを赤色塗装し、カードル番号、充填すべきガスの名称及び所有者名を塗装前に準じて白色で明示すること。
- (5) カードルの次期検査年月表示を白色で更新すること。
- (6) 納入時に水素ガスは充填しないこと。

8 連絡及び指示事項

- (1) 本仕様に疑義が生じたときは監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明記しない部分においても、当然行うべき事項については監督職員と協議し、適宜実施すること。
- (3) 本作業に伴う一切の危険防止は、受注者側においてその責を負うこと。

9 提出書類

以下の書類を監督職員に電子ファイル形式で提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式（エクセル、ワード、PDF等）とすること。

- (1) 容器及びカードル圧力計の検査成績書
- (2) 耐圧検査作業内容一覧表（受注者様式）
- (3) 写真（一式）

ア 交換する容器のバルブとパッキンの写真及び交換時の写真

イ カードル配管及び主止弁（出口弁）の気密試験実施状況写真

ウ カードル塗装前後の写真

（塗装後の写真は、正面扉と背面及び両側面の4方向から撮影すること）

- (4) 耐圧検査作業の作業者名簿（様式別紙1）
- (5) カードル搬出搬入時の作業日報（様式別紙2）

10 監督

仙台管区气象台が任命する監督職員により、本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。

11 検査

仙台管区气象台は、給付確認のため、仙台管区气象台が任命する検査職員により検査を実施する。指摘個所は速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。

作 業 者 名 簿

令和 年 月 日

[illegible]

作 業 日 報

令和	年	月	日	曜日	天 候					
契約件名	水素ガス容器とカードルの法定検査				会社名等					
作業時間	時		分	～	時	分	作業責任者			
作業場所				作業 人員	技術者	名	工数	技術者	人時	進捗率 %
					労務者	名		労務者	人時	
会社名・所属等		氏 名		会社名・所属等		氏 名				
作業内容										
打ち合わせ事項										
材料等の搬入状況										
翌日の予定										

注 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。

2 この書式は、適宜変更して差し支えない。この場合、出来るだけ上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この写しをもって報告書に代えることができる。